

**包括ソフトウェアライセンス 一式**  
**(Comprehensive Software License)**

**仕 様 書**

令和4年1月



**独立行政法人 国立高等専門学校機構**

## 1. 調達背景及び目的

独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という）において、機構全体で教育、研究、事務業務等で共通的に広く活用されているソフトウェアライセンスについて、機構で一括調達を行うものである。

## 2. 納入期限

本調達物品について、令和4年3月25日（金）までに納入すること。

## 3. 調達物品名及び構成内訳

包括ソフトウェアライセンス（クライアント用ライセンス） 一式  
ライセンス証書を上記の納入期限までに納入すること。  
詳細については以下のとおり。

### 3. 1 調達ソフトウェアライセンス

- (1) Microsoft 社製 Office 365 ProPlus 相当、又は同等以上の機能を持つソフトウェアライセンスを有すること。
- (2) Microsoft 社製 Office Professional Plus 相当、又は同等以上の機能を持つ Windows OS 上で実行可能なソフトウェアライセンスを有すること。
- (3) Microsoft 社製 Office for Mac 相当、又は同等以上の機能を持つ MacOS 上で実行可能なソフトウェアライセンスを有すること。
- (4) Microsoft 社製 Windows 10/11 Enterprise 相当、又は同等以上の機能を持つオペレーティングシステムへアップグレードできるソフトウェアライセンスを有すること。
- (5) Microsoft 社製 Enterprise Mobility + Security A3 相当、又は同等以上の機能を持つソフトウェアライセンスを有すること。
- (6) Microsoft 社製 Office 365 Advanced Threat Protection 相当、又は同等以上の機能を持つソフトウェアライセンスを有すること。
- (7) Microsoft 社製 Core CAL Suite 相当、又は同等以上の機能を持つソフトウェアライセンスを有すること。
- (8) Microsoft 社製 Azure Dev Tools for Teaching 相当、又は同等以上の機能を持つソフトウェアライセンスを有すること。

### 3. 2 調達数量内訳

3. 1 の各ライセンスの調達数は以下のとおりとする。

- (1) 3. 1 (1) ～ (6) については以下の数量を調達すること。  
9, 448人（機構に所属する常勤教職員及び非常勤教職員分）
- (2) 3. 1 (7) については以下の数量を調達すること。  
55, 000人（機構に所属する全学生分）
- (3) 3. 1 (8) については以下の数量を調達すること。

### 3. 3 調達要件

- (1) 契約期間毎に更新が必要な非永続ライセンスであること。
- (2) 契約期間内に新しいバージョンの製品がリリースされた場合、追加費用を必要としないバージョンアップが可能な権利を有すること。
- (3) 3. 1 (1) について、機構に所属する全教職員及び全学生が、個人所有デバイスで1人あたり、Windows/Mac、タブレットPC及びスマートフォン合わせて15台以上で利用可能なライセンスとすること。
- (4) 別途構築したサーバシステムに対して「Azure Active Directoryによる多要素認証機能」相当、または同等以上のユーザー認証機能を提供する方法があること。
- (5) 用意するライセンスの準拠法は日本の法律であること。また、管轄裁判所を日本国内の裁判所とすること。

## 4. 契約期間

本調達物品の使用許諾権の契約期間について、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

## 5. 検査及び検収

機構担当者の立ち会いのもと行われる納入をもって検収とする。

なお、契約の始期までに、ライセンスが有効であることの確認をもって納入とする。

## 6. 機密保持

- (1) 受注により知り得た全ての情報について守秘義務を負うものとし、契約期間はもとより、契約終了後においてもこれを第三者に漏らし、又は他の目的に使用しないこと。
- (2) 正当な理由があつてやむを得ず第三者に情報を開示する場合、書面によって事前に機構の承諾を得ること。また、情報の厳重な管理を実施すること。
- (3) 機構が提供した資料は、原則として全て複製禁止とすること。但し、業務上やむを得ず複製する場合であつて、事前に書面にて機構の許可を得た場合はこの限りではない。なお、この場合にあつても使用終了後はその複製を機構本部に返納又は焼却・消去する等適切な措置をとり、機密を保持すること。

## 7. 損害賠償

受注者が本契約に違反して、機構が損害を被った場合には、機構は受注者に対して損害賠償を請求し、かつ、機構が適切と考える必要な措置をとることを請求できる権利を有するものとする。

## 8. その他

本調達の実行について疑義が生じたとき、又は本調達に伴い機構と交わす契約書に定めのない事項については、機構及び受注者の双方で協議の上決定すること。

それにより追加で調達が発生する場合は、機構本部財務課契約係を通して発注するので受注者はそれ以外の者からの発注や依頼を受け付けないこと。